行Ｉ第２４９‐３号

令和３(2021)年９月９日

各所属長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 経営管理部行政改革ＩＣＴ推進課長

　　　特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）（事業者編）の改正について（通知）

　このことについて、令和３年９月１日付け個情第1070号により個人情報保護委員会事務局長から通知がありましたので、お知らせします。

　行政機関等・地方公共団体等ガイドラインの改正につきましては、貴所属内に周知いただくとともに、事業者ガイドラインの改正につきましては、所管する関係団体にも周知いただきますよう併せてお願いします。

【参考】ガイドライン改正の概要

・従業者等であった者が他の使用者等における従業者等になった場合において、当該従業者等の同意があるときは、他の使用者等に対し、当該従業者等の個人番号を含む特定個人情報の提供が可能となった。

・情報提供ネットワークシステムの設置及び管理が、総務大臣から内閣総理大臣に改正された。

・法人に対する罰則が強化された（令和２年12月施行）。

・事業者に対して、漏えい等が発生し、個人の権利利益を害するおそれがある場合（情報提供ネットワークシステム等からの特定個人情報の漏えい等、不正の目的をもって特定個人情報が提供された等）に、委員会への報告（速報・確報の２段階）及び本人通知を行うことが義務化される（令和４年４月施行）。

※今回のガイドライン改正では、事業者ガイドラインのみ改正を行っているが、行政機関等ガイドラインにおいても、今年度中に同様の改正を予定している。

デジタル行政推当

担当：櫛橋

TEL　028-623-2215